

平成 29 年度における公立大学法人滋賀県立大学による障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針

平成 29 年 5 月 24 日策定

第 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するよう、公立大学法人滋賀県立大学が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、特に定義する場合を除き、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第 3 方針の適用範囲

この方針は、滋賀県立大学が発注する物品・役務の調達に適用する。

第 4 方針の対象となる障害者就労施設等

この方針において、「障害者就労施設等」とは以下に掲げるものをいう。

- (1) 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（下記ア～キ）であって、県内に所在または居住するもの
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
 - エ 特例子会社（障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 項に規定する事業所をいう。）
 - オ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 項に規定する事業所をいう。）
 - カ 在宅就業障害者
 - キ 在宅就業支援団体
- (2) 「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」に基づく社会的事業所
- (3) 「滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱」に基づく滋賀型地域活動支援センター

(別表)

【物品および役務の品目例】

	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	③食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	④小物雑貨	衣料・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	⑤その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	②情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	③クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	④飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑤その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など